

# 佐賀市ショートステイ(産後ケア)事業のご案内



出産後、ご家族などから十分な支援を受けることが難しい方や体調や育児に不安を抱えるお母さんと赤ちゃんにショートステイ(産後ケア)事業を行っています。

## 利用できる方

佐賀市に住所(住民票)がある生後3か月未満の赤ちゃんとそのお母さんで、以下のいずれかに当てはまる方  
(佐賀市がこの事業による支援が必要と認めた方が対象となります。)

❖ご家族などから家事や育児などの十分な支援が受けられない方

❖お母さんの体調や育児に不安がある方

※母子ともに感染症の症状がなく医療行為の必要がない方に限ります。

※施設によっては利用前の外来受診(有料)が必要となります。



## ケアの内容 利用料金など

❖お母さんの休息・身体的ケア ❖お母さんの心理的ケア  
❖乳房ケア ❖授乳や沐浴などの相談・指導 ❖育児についての相談

自己負担額		利用上限
利用料金(市民税課税世帯)	別途料金	▽1回の出産につき 7日以内(6泊7日まで) ▽分割での利用もできます。
▽1泊2日 3,600円 ▽多胎児1人につき +1,200円(1日ごと)	▽食事代(1食1,000円) ▽おむつ代 ▽ミルク代 など	

※生活保護世帯・市民税非課税世帯の方は利用料金が免除されます。(別途料金は免除されません。)

※利用料金の減免を受ける場合は、証明書類の提出が必要な場合があります。

※ご利用後、要件が確認できないなどにより、助成が出来ない場合があります。

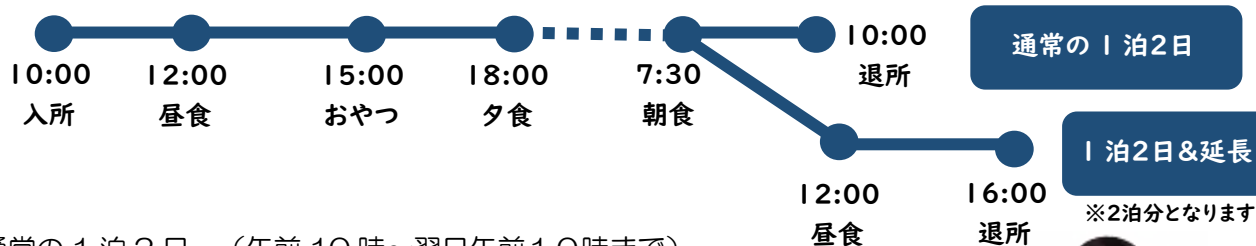
(利用料金を全額自己負担していただく場合があります。)

※自己負担額は、直接施設へお支払いください。

※基本はAM10:00～翌日AM10:00を1泊として、24時間を超えると1泊分の利用料金と必要な食事などの別途料金が加算されます。

※利用開始時間は実施施設に相談し変更することは可能です。

### <1泊2日スケジュールと自己負担例>



通常の日泊2日 (午前10時～翌日午前10時まで)  
⇒3600円+食費(3食)等別途料金

1泊2日の2日目に時間を延長 (午前10時から翌日午後4時まで)  
⇒3600円+3600円(1泊分利用料金)+食費(4食)等別途料金



## 実施施設

	住所	連絡先(0952)
内野産婦人科※ <sup>1</sup>	水ヶ江二丁目4番2号	23-2360
おおくま産婦人科	高木瀬西二丁目10番5号	31-6117
田中産婦人科	兵庫南一丁目19番42号	26-1188
池田産婦人科	諸富町諸富津431-4	47-3541

※<sup>1</sup>利用前の外来受診(有料)が必要となります。

## 利用の方法



①

利用申請

- ❖ 事前に市へ連絡し、利用の希望や申請の方法などご相談ください。
- ❖ 利用希望日のおおむね1週間前までに、健康づくり課に申請書を提出してください。  
郵送は可能ですが、必ず送付前に電話連絡してください。  
※産後の状況をもとに審査をします。妊娠中の申請はできません。

<必要書類>

- ▽佐賀市ショートステイ(産後ケア)事業利用申請書  
※窓口または市のホームページからダウンロードできます。
- ▽世帯全員の市民税課税証明書または生活保護受給者証(必要な方のみ)
- ▽来庁者の身分証(産婦本人が来庁できない場合)



②

利用決定・調整

- ❖ 申請内容の審査後に利用が決定した場合、利用日時の調整をします。
- ❖ 利用の決定後、「佐賀市ショートステイ(産後ケア)事業利用証」を送付いたします。  
※ベッドの空き状況によっては、希望日に施設が利用できない場合があります。

<変更・キャンセル>

- ▽利用決定後、内容の変更・中止をする場合は利用日の前日までに実施施設に必ずご連絡ください。

③

利用

- ❖ 利用中は施設の指示に従ってください。
- ❖ おむつ、ミルクは病院のものを利用する場合は別途自己負担が発生します。  
ママのパジャマは1日100円で貸出もあります。

<準備するもの>

- ▽佐賀市ショートステイ(産後ケア)利用証
- ▽母子健康手帳
- ▽子ども医療費受給資格証
- ▽ご自身とお子様の健康保険証
- ▽実施施設から指示のあった持ち物(おむつ、ミルク、ママのパジャマ、洗面用具など)

【申請・お問い合わせ先】

〒840-8501 佐賀市栄町1番1号 佐賀市役所  
健康づくり課 母子保健係 電話番号 0952-40-7282

【64～66番窓口】